

長岡市公告第153号

簡易評価型プロポーザル方式による業務委託の実施について（公告）
簡易評価型プロポーザル方式による業務委託を実施するので、次のとおり公告します。

平成24年6月20日

長岡市長 森 民 夫

1 実施方法

今回実施する簡易評価型プロポーザル方式による業務委託は、長岡市スマートフォンを活用した観光案内「越後長岡なび(仮称)」制作業務委託について参加者に提案を求め、その内容を評価し、最も優れた提案をした者と随意契約の締結交渉をするものです。

2 委託内容

- (1) 業務名 長岡市スマートフォンを活用した観光案内「越後長岡なび(仮称)」制作業務
- (2) 委託期間 契約締結日から平成25年3月31日まで
- (3) 業務内容
 - ア 観光アプリケーションソフトの制作・公開
 - イ 観光コンテンツの制作
 - ウ 観光アプリケーションソフトの運用・保守
 - エ 観光アプリケーションソフトの広報・宣伝
 - オ その他付帯的な業務

3 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) この公告の日以後に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) この公告の日以後に、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (4) 新潟県内に本社、支店又は事業所等を有していること。
- (5) 国若しくは地方公共団体又は企業等からの委託により、過去3年以内（平成20年4月1日以降）に観光アプリケーションソフトの導入実績を有している（現在業務実施中のものを含む。）こと。

4 参加表明書の提出について

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 提出書類 参加表明書（兼参加資格確認申請書）
- (2) 提出期限 平成24年6月27日（水曜日）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 持参、郵送（配達確認ができるもので、提出期限までに必着のこと。）、
ファクス又は電子メール
※ ファクス又は電子メールの場合は、着信を必ず確認すること。
- (4) 提出先 長岡市商工部観光課観光戦略室
〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地 フェニックス大手イ
ースト 長岡市役所大手通庁舎6階
電話：0258-39-2221
ファクス：0258-39-3234
電子メール：kanko-senryaku@city.nagaoka.lg.jp
- (5) その他 参加資格要件を確認するため、業務実績（相手方、業務内容、年度等）
が分かる資料を添付してください。

5 質問書の受付及び回答について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり質問することができます。

- (1) 提出書類 質問書
- (2) 提出期限 平成24年7月2日（月曜日）午後5時まで（必着）
- (3) 提出方法 ファクス又は電子メール（着信を必ず確認すること。）
- (4) 提出先 4に同じ
- (5) その他 提出された質問に対しては、平成24年7月5日（木曜日）までに、参
加表明書を提出した者全員に電子メールにより回答します。

6 提案書の提出について

4により参加表明書を提出した者は、次のとおり提案書を提出してください。

- (1) 提出期限 平成24年7月10日（火曜日）午後5時まで（必着）
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達確認ができるもの）
- (3) 提出先 4に同じ
- (4) その他
ア 提出書類の様式、部数等の詳細については、参加表明後に提示します。
イ 提案書の内容について、プレゼンテーションを実施します。日時、方法等の詳細
については、別途通知します。

7 選考方法

参加表明書及び提案書の提出者で、提案書の記述が要件を満たしているものの中から、提案書やプレゼンテーションの内容について評価基準により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

8 選考結果通知

- (1) 選考結果は、参加者全員へ通知します。
- (2) 不採用の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して5日以内（日曜日及び土曜日を除く。）にその理由の説明を書面で求めることができます。

9 留意事項

- (1) このプロポーザルに要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出書類は、当該プロポーザルの目的以外の目的には使用しません。
- (3) 提出書類は、返還しません。
- (4) 選考の段階で、提案の虚偽、不正又は違反が認められた提案者は、直ちに失格とします。
- (5) 不明な点については、長岡市商工部観光課観光戦略室にお問い合わせください。